

令和5年5月17日1箇所改正

一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会  
役員選挙規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会(以下「本会」という。)の理事及び監事(以下「役員」という。)の選任に関する事項を定めることを目的とする。

(役員候補者)

第2条 役員は、次の各号に定める役員候補者の中から、代議員会の決議によって選任する

(1) 理事

(イ) 定款第43条に定める地域(ブロック)ごとに推薦された者 8  
名

(ブロックごとに1名以内を推薦する。但し、本会のA会員又はB会員に限る。)

(ロ) 代議員による選挙で選出された者 5～  
10名

(ハ) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会から推薦された者 2  
名

(2) 監事

代議員による選挙で選出された者 1～2名

2 前項の役員候補者は、選出される年の4月1日に75歳以下でなければならない。

第2章 役員候補者選出管理会

(役員候補者選出管理会)

第3条 前条に定める役員候補者の選出のため、2年ごとに役員候補者選出管理会(以下「管理会」という。)を設置する。

2 管理会は、長及び委員をもって構成し、長ならびに委員は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 管理会は、厳正かつ公明な役員候補者選出を遂行するための措置をとるとともに、必要な広報、文書整理ならびに配布、投票の管理、開票事務を行う。

4 管理会の長ならびに委員は、本会の理事及び監事を兼ねることはできない。

5 管理会の長ならびに委員は、役員候補者となることはできない。

第3章 選挙役員候補者の選出

(選挙役員候補者)

第4条 第2条第1号(ロ)及び同第2号の役員候補者を、「選挙役員候補者」という。

(選挙役員候補者の届出)

第5条 選挙役員候補者に立候補する者は、本会のA会員又はB会員でなければならない。

- 2 選挙役員候補者の立候補の届出は、代議員2名以上の推薦をうけて、役員が改選となる年の2月末日(以下「届出締切日」という。)までに管理会に届出をしなければならない。
- 3 前項の届出は、文書をもって行うものとし、立候補する役員候補者の種類、立候補者の住所・氏名・年齢および略歴を記載しなければならない。
- 4 届出を受けた管理会は、届出順にその名簿を整理し、役員が改選となる年の定時代議員会の開催日の1カ月前までに、本会の代議員に名簿を送付しなければならない。

(定数に満たない場合)

第6条 選挙役員候補者の立候補者数が、届出締切日になっても選出すべき定員に満たない場合には、管理会は、届出締切日を延期することができる。

(選挙)

第7条 選挙役員候補者の選出は、代議員会において、出席代議員の選挙により行う。

2 管理会の長及び委員は、選挙役員候補者選出が終了するまで、代議員会会場に立ち入ることができる。

(選挙立会人)

第8条 投票及び開票に立ち会わせるため、代議員会の議長は、選挙役員候補者以外の出席代議員の中から選挙立会人を若干名指名しなければならない。

(投票方法)

第9条 選挙は選出すべき選挙役員候補者の定数に応じ、単記又は完全連記の無記名投票とする。

2 選挙は出席代議員の投票によって行い、委任状による投票はこれを認めない。

(投票用紙)

第10条 投票用紙の様式は、管理会が定める。

(無効投票)

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 候補者の氏名を確認し難いもの
- (4) 連記投票の場合に、定数に満たない氏名の記載又は定数を超えて氏名を記載したもの
- (5) 同一候補者の氏名を2つ以上記載したもの

(投票の効力)

第12条 投票の効力は、管理会が決定する。

(開票)

第13条 開票は、管理会が行う。

2 管理会は、選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。

(当選者の決定)

- 第14条 理事候補者の当選者の確定は、まず、女性のうち最も得票数の多い者(女性最多得票者)1名を決定し、次に、女性最多得票者を除いた者の中から得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。
- 2 理事候補者の立候補者について女性が1名のみの場合、その者については投票を行わず当選とし、残りの員数について得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。
- 3 理事候補者の立候補者に女性が1名もいない場合、得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。
- 4 監事候補者の当選者の確定は、得票数の多い者から順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。
- 5 前各項に定める抽選は、当該者について、選挙立会人の立会いのもと、管理会の長が行う。

(選挙結果の報告)

第15条 管理会の長は、選挙結果が決定したときは、当選者の氏名を代議員会に報告する。

(無投票当選)

第16条 選挙役員候補者の立候補者が選出すべき定数を超えないときは、第7条から前条までの手続きによらず、立候補者全員を当選者とする。

#### 第4章 役員の選任

(選任)

第17条 第2条に定める役員候補者は、定款第21条第1項の代議員会の決議を経て、役員として選任されるものとする。

#### 第5章 選挙規程の変更

(変更)

第18条 この規程は、理事会の決議を経て変更することができる。

附則

この規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会設立の時から施行する。